

2025 年 6 月 2 日

野村資産形成研究センター

慶應義塾大学 森戸教授の語る“企業年金改革の行方”

2024 年度ファイナンシャル・ウェルネス研究会メモ

野村資産形成研究センターでは、企業の従業員に対するファイナンシャル・ウェルネス支援の在り方を追求するファイナンシャル・ウェルネス研究会¹を開催しております。2025 年 1 月の会合では、労働法や企業年金をご専門とする慶應義塾大学教授の森戸英幸先生を有識者としてお招きし、先生が部会長を務められている厚生労働省の社会保障審議会企業年金・個人年金部会が 2024 年 12 月 27 日に公表した「[議論の整理](#)」を中心に、企業年金・私的年金の取り巻く環境の変化や今般の改正のポイントについてご説明頂きました²。本稿では、興味深かった点をいくつかご紹介致します。

● 拠出限度額の引上げについて

- ①全体では 7,000 円引上げ(ただし、企業年金の無い第 2 号被保険者は現行の 2.3 万円から 6.2 万円へと大幅に引上げ)、②加入者個人によるマッチング拠出の事業主拠出以下の制約が撤廃。
- 国民 1 人 1 人が平等な枠を持ち、自由に拠出方法(事業主拠出か加入者拠出か、企業年金か個人年金か)を決められる「穴埋め型」への前進とも言える。ただし、「シンプルな制度を目指す」という観点では課題が残った可能性もある。
- 従業員が自身の拠出枠を把握し、適切に活用するためにも、企業による従業員への説明が重要となる。

● 「見える化」について

- 確定給付企業年金(DB)及び確定拠出年金(DC)の情報を一般に公開することが求められる。開示項目は今後検討とされ、加入者にとって何が有益か、比較することの目的は何かといったことについても重視される。
- 企業年金の情報開示とはすなわち「労働条件」の開示である。情報を出す以上、企業は従業員やその他ステークホルダーにとってもプラスになるように、戦略的に情報を出すことが重要である。

● 個人型 DC (iDeCo) の加入可能年齢引上げについて

- ①60 歳までに iDeCo に加入・拠出していた者、あるいは②iDeCo に資産を移換出来る企業年金の加入者は、70 歳まで iDeCo への加入・拠出が可能となる。
- 国民年金被保険者の加入年齢(原則 60 歳、第 2 号被保険者は 65 歳)を超えることとなり、私的年金は必ずしも公的年金の「上乘せ」とは限らないことが示された。企業年金・個人年金部会では、私

¹ 過去 3 年分の研究会の内容につきましては、以下の URL からご参照下さい。

https://www.nomura.co.jp/abr_center/financialwellness.html

² 企業年金・個人年金部会の議論の方向性に基づき、今後、法令改正等が進められる見込みです。

的年金を公的年金の受給までにつなぎとして利用する「つなぎ年金」あるいは WPP (Work longer, Private Pension, Public Pension) という考え方も話題となった。

- 60 歳以降も資産形成を継続したい従業員にとっては有用な制度であり、企業側には従業員への教育や説明義務に関わるものである。
- その他 DB 関連の改正について
 - 定年延長等に伴う支給開始年齢引き上げによって、年金給付額が変わらない場合も実質的に「給付減額」に当たるとされてきた課題については、名目額が減少せず、かつ加入者の 3 分の 2 以上で組織する労働組合の合意がある場合には、例外的に「給付減額」として扱わないことが容認された。定年延長という見返りがあるにも関わらず、企業年金だけを切り出して給付減額としてみなされるのは不当であることが認められたということであり、企業年金が労働条件の一部であることが明確化されたと言えよう。
 - 選択制 DB については、給与の減額分、社会保険料の負担が減ることが、将来の年金給付に影響を及ぼす旨、選択制 DC と同様に法令解釈通知に明記することとなった。企業年金は労働条件の全体パッケージの一部であるため、労働法上重要な論点である。
- その他の論点について
 - 今般様々な改正がなされる中、指定運用方法については議論する機会が限られたため、今後の課題とされよう。なお、指定運用方法については、どの商品を選択するかということもさることながら、なぜその商品を指定運用方法に採用したのかを、従業員に対して丁寧に説明することが重要である。